

## 一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 委員会規則

(目的)

### 第1条

本規則は、一般社団法人日本獣医腎泌尿器学会（以下「当学会」という）定款第47条第2項並びに同附則第10条に基づき、当学会における各種委員会の設置および運営に関する基本的事項を定めることにより、当学会の円滑かつ持続的な活動推進を図ることを目的とする。

(委員会の設置と構成)

### 第2条

1. 当学会は、以下の委員会を設置する

- (1) 学術集会運営委員会
- (2) 学会認定審査委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 生命倫理委員会

2. 各委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。

(委員会の役割)

### 第3条

各委員会の主な役割は、次のとおりとする。

1. 学術集会運営委員会：

学術集会を原則として年1回以上開催し、その企画および運営を行う。また、学術集会以外の共催学会・研究会において、必要に応じて企画への助言および参加を行う。

2. 学会認定審査委員会：

当学会「認定医認定制度規程」に基づき、認定医制度の公正かつ円滑な運営を担い、講習会の企画、認定試験の実施、認定医の審査等に関わる業務全般を行う。

3. 編集委員会：

当学会誌である「日本獣医腎泌尿器学会誌」の編集および発行に関する業務を担当する。学会誌は原則として年一回発行する。

4. 広報委員会：

当学会の理念や事業をデジタルメディアほか各種情報媒体を活用して、広く情報発信する。

5. 生命倫理委員会：

当学会「生命倫理に関する規程」第6条の規定に基づき、当学会の生命倫理基本要項の周知・啓蒙、およびこれに基づいた個別臨床に対する審査を行う。

(委員)

#### 第4条

委員会の構成員の定義、選任方法および任期は次のとおりとする。

##### 1. 委員長

- (1) 各委員会は、次期委員長候補者1名を委員会内の協議により選出し、理事会に推薦する。
- (2) 理事会は、推薦された委員長候補者を、定款第29条に基づく次期理事候補者として総会に付議する。
- (3) 総会において理事として選任された後、理事会の決議を経て会長がこれを各委員会の委員長に委嘱する。
- (4) 委員長の任期は、定款第32条に定める理事の任期と同一とする。再任は妨げないが、原則として最長4期を限度とする。なお、委員長の任期満了後、後任者の就任があるまでは、引き続き職務を行わなければならない。

##### 2. 副委員長

- (1) 各委員会は、次期副委員長候補者を選出する。
- (2) 副委員長は、将来の委員長候補（次期理事候補）として育成されるものとし、原則として委員長の改選時に委員長候補として推薦される。
- (3) 任期および再任条件は委員長に準ずるが、適性を鑑みて任期中に変更することができるものとする。変更された場合の後任の副委員長の任期は前任者の任期と同一であるものとする。なお、副委員長の任期満了後、後任者の就任があるまでは、引き続き職務を行わなければならない。

##### 3. 委員

- (1) 委員は、委員長がその適性を判断して選任する。特に改選時には、新任の委員長が速やかに委員を決定し、委員会を組織する。
- (2) 委員長は、事業年度の途中であっても、必要に応じて随時、委員を追加または解任（交代）することができる。
- (3) 委員長が委員を選任または解任した場合は、速やかにその名簿を事務局を通じて理事会へ提出するものとする。
- (4) 任期は委員長に準ずるが、解任者の後任として選任された者または追加された者の任期は前任者または他の委員と同一であるものとする。なお、委員の任期満了後、後任者の決定があるまでは、引き続き職務を行わなければならない。

#### 4. 補佐委員

委員長、副委員長または委員の任期満了、または辞任により後任者が就任した後であっても、引き継ぎなどの業務の必要性を認めた場合には、各委員会において期間を定めて補佐委員として継続することができる。

(委員の辞任)

#### 第5条

委員長、副委員長または委員は、任意に辞任することができる。ただし、辞任により第2条第2項の員数を欠けた場合、委員会の活動が不能になる場合または著しい遅滞等が生じるおそれがある場合は、後任者が決定するまで、あるいは委員会の活動支障が解消されるまでは、引き続き職務を行わなければならない。

(改選年度の委員会構成案)

#### 第6条

各委員会は、改選年度の4月末日までに次期委員長候補（理事候補）および委員会構成案を事務局を通じて理事会に提出しなければならない。

(役職の兼任禁止、その他)

#### 第7条

1. 当学会のガバナンス強化および業務執行の分担を図るため、各委員会の委員長は、原則として以下の役職と重複してはならない。
  - (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 事務局長
  - (4) 監事

(本規則の変更)

#### 第8条

本規則の変更は、理事会の決議により行うものとする。

#### 附則

本規則は、2026年1月18日より施行する。